

## 事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」といいます。）として以下に掲げる活動のうちいずれか1つ以上を実施する必要があります。

- **自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動**
  - ①自然環境の保全に資する農業の生産方式に関する検討会の開催
  - ②技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
  - ③実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
  - ④先駆的農業者等による技術指導
  - ⑤自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- **自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動**
  - ⑥地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
  - ⑦土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
  - ⑧先進的取組の展示効果を高めるための標示
- **自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動により生産された農産物の販売促進に関する活動**
  - ⑨農産物の販路拡大等に向けた流通・販売業者や消費者等との意見交換会の開催や商談会への出展
  - ⑩農業者の組織する団体等における商品開発や共同ブランド・マークを活用した販売
  - ⑪農業者の組織する団体等の構成員の連携による直売
- **その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動**
  - ⑫耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
  - ⑬中山間地（環境保全型農業直接支払交付金実施要領別記7に定める地域をいう。）において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地の場合に限る。）
  - ⑭その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

### ※ 推進活動について

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進が図られるように、平成27年度から新たに要件に変わりました。